陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書
（買受申出人（**個人**）本人用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　　年（　）第　　号	物件番号	

陳述

私は、暴力団員等ではありません。

私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　　年　　月　　日

買受申出人（個人）		
本人	住　所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏　名	㊞
	性　別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成　　年　　月　　日 □西暦

注　　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、買受申出人（個人）法定代理人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5　「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
8　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
9　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
10　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
11　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書
（買受申出人（**法人**）代表者用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　　年（　）第　　号	物件番号	

陳述

当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　　年　　月　　日

買受申出人（法人）		
代表者	法人の所在地	〒　－
	法人の名称	
	代表者氏名	㊞
	役　員	別紙「買受申出人（法人）の役員に関する事項」のとおり

注　　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5　「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
8　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
9　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
10　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
11　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

（別紙）
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人（法人）の役員に関する事項

1 □代表者	住　所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏　名	
	性　別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成　　年　　月　　日 □西暦
2	住　所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏　名	
	性　別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成　　年　　月　　日 □西暦
3	住　所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏　名	
	性　別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成　　年　　月　　日 □西暦
4	住　所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏　名	
	性　別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成　　年　　月　　日 □西暦

注　　意

1　買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
2　役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
3　役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
4　役員が５人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
5　**提出後の本書面の訂正や追完はできません。**

令和　８年（ヌ）第　　１６４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１９日
大阪地方裁判所第１４民事部
裁判所書記官　高　崎　幸　次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　８日　午前　９時００分から 令和　８年１２月１５日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２１日　午前　９時３０分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　８日　午前１０時００分 大阪地方裁判所第１４民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによります。 （１）当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り，買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため，令和　８年１１月１９日午前９時から入札期間最終日午後４時３０分まで物件明細書，現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階物件明細閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	13,800,000 11,040,000		2,760,000	不明	不明
備考					

令和　8年（ヌ）第　　１６４号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　八尾市若林町一丁目８４番地２

建物の名称　　八尾南駅前ビル・藤和ライブタウン八尾南

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　若林町一丁目８４番２の４０３

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　４階部分　８４．４７平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　八尾市若林町一丁目８４番２

地　　目　　宅地

地　　積　　５６１４．３０平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１０万分の４９０

令和　8年（ヌ）第　　１６４号

物　件　明　細　書

令和　8年１０月　7日
大阪地方裁判所第１４民事部
裁判所書記官　高　崎　幸　次

1　不動産の表示
【物件番号１】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１】
Ａが占有している。同人の占有権原の存在は認められない。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ヌ）第　　１６４号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　八尾市若林町一丁目８４番地２

建物の名称　　八尾南駅前ビル・藤和ライブタウン八尾南

(専有部分の建物の表示)

家屋　番号　　若林町一丁目８４番２の４０３

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　４階部分　８４．４７平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号　　１

所在及び地番　八尾市若林町一丁目８４番２

地　　目　　宅地

地　　積　　５６１４．３０平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１０万分の４９０

令和８年(ヌ)第１６４号
令和８年７月１５日受理
令和　　年　　月　　日提出
8.9.-9

現況調査報告書

大阪地方裁判所
執行官　村　山　誠　治

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ヌ）第　　１６４号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　八尾市若林町一丁目８４番地２

建物の名称　　八尾南駅前ビル・藤和ライブタウン八尾南

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　若林町一丁目８４番２の４０３

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　４階部分　８４．４７平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　八尾市若林町一丁目８４番２

地　　目　　宅地

地　　積　　５６１４．３０平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１０万分の４９０

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	大阪府八尾市若林町１丁目８４番２号４０３　藤和ライブタウン八尾南
建物	物件１
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　┌種　類： 　　構　造： 　　└床面積：
占有者及び占有状況	□建物所有者　■その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ■「占有者及び占有権原」のとおり
管理費等の状況	■次のとおり 管理費（住宅）　7,100円 修繕積立金（住宅）　5,820円 管理費（全体）　5,700円 修繕積立金（全体）　620円 令和８年７月２７日現在 ■滞納はない □滞納がある　　年　月分～　年　月分　計円 □不明
管理費等照会先	藤和ライブタウン八尾南　住宅部会
その他の事項	「その他の事項」のとおり
敷地権	符号１
現況地目	■宅地（符号１）　□公衆用道路（符号　　）　□　　（符号　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり ■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
敷地権の種類	■所有権（符号１）　□地上権（符号　　）　□賃借権（符号　　） □　　（符号　　）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
敷地権以外の土地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件１関係）

占有範囲	■全部 □
占有者	□債務者 ■A
占有状況	□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □

■関係人（■占有者A及び同代理人弁護士の陳述）

占有権原		□賃借権 □使用借権 ■無権限占有
占有開始時期		令和７年１月１４日
最初の契約等	契約日	年 月 日
	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	□所有者 □その他の者（ ）
	借主	□占有者 □その他の者（ ）
賃料・支払時期等		毎月 金円（毎月日限り 翌月分支払） □前払（ 分 円） □相殺（ 分 円）
敷金・保証金		□ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）
特約等		□譲渡・転貸を認める □
その他		「その他の事項」のとおり

執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1　表札等の表示

表札　　所有者姓・名

集合郵便受け　なし

マンション名　藤和ライブタウン八尾南

2　敷地権の目的たる土地（符号１）の現況について

(1)　敷地権の目的たる土地は、目的建物の存在する藤和ライブタウン八尾南という名称のマンション及び八尾南駅前ビル等の付帯施設の敷地部分となっている。

(2)　敷地権の目的たる土地は、建築基準法上の道路に接面している。

3　目的建物の現況について

(1)　目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりである。

(2)　目的建物内部の状況は、下駄箱の扉に損傷(写真２参照)があるほか、経年相応の状態である。

(3)　目的建物内には衣類や寝具等の動産が存置されている。

4　目的建物の課税床面積が登記床面積より大きいのは、共用部分を区分所有者の持分に応じて案分して課税しているからである。

5　管理会社によると、目的建物１棟は、２０２５年１１月に大規模修繕工事済である。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
A代理人弁護士	目的建物の占有者は、亡所有者の配偶者です。 相続放棄をしているため、無権限占有であることは認識しています。
A	目的建物は、私が住居として使用しています。 相続放棄をしているため、目的建物から転居しなければならないことは認識しています。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年7月15日	執行官室	ライフライン調査
令和8年7月15日	執行官室	管理会社照会（郵送）
令和8年7月15日 14:30 － 14:35	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年7月15日 16:40 － 16:45	八尾市役所	道路調査、課税調査
令和8年7月15日 17:15 － 17:30	物件所在地	物件及び占有確認
令和8年7月23日 17:10 － 17:20	物件所在地	在宅要請
令和8年7月27日 14:00 － 14:05	執行官室	A代理人弁護士と電話
令和8年8月28日 13:50 － 14:25	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、概測、写真撮影、Aと面談

（特記事項）

■ 令和８年８月２８日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人　　を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

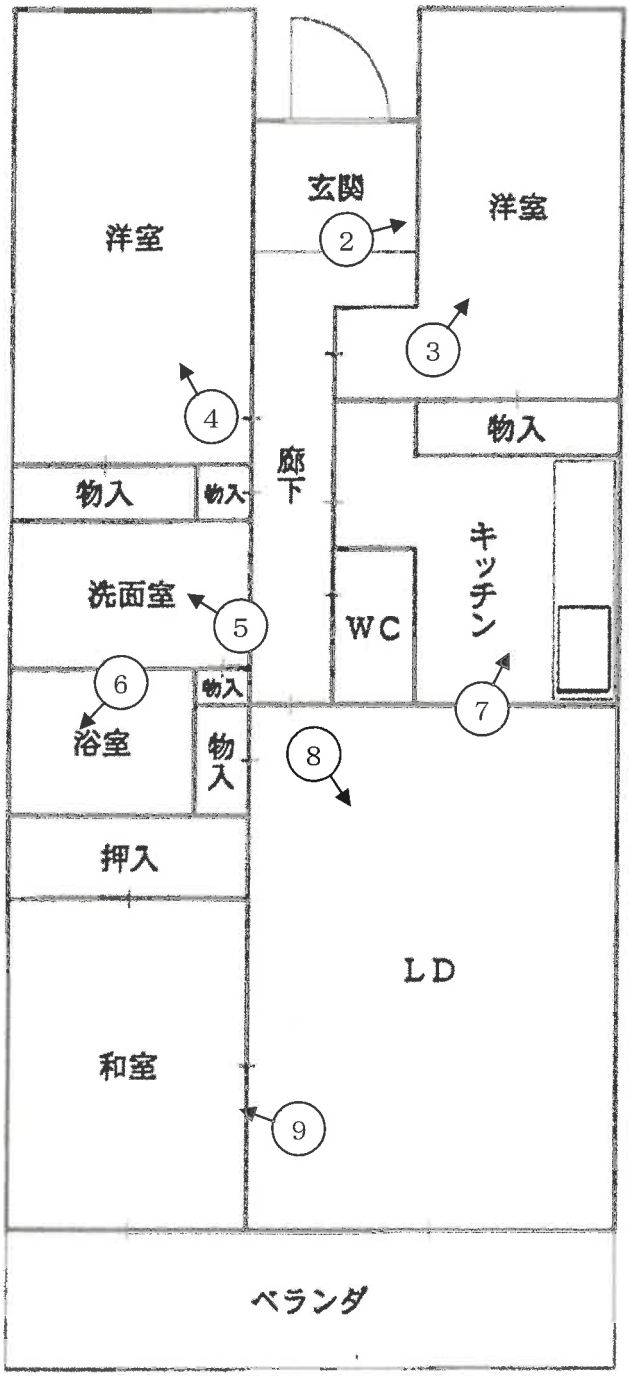
（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

Ａ４版に縮小
建物図面
各階平面図
家屋番号
若林町1丁目84番2の403
建物の所在
八尾市若林町1丁目84番地2
5 1221
84-2
84-3
建物の存する部分 4階
N
1
各階平面図
2128587
縮尺 1/250
縮尺 1/1000
申請人
作製者
公用
(2/3)

（◀◯ 写真撮影場所・方向）

【間取略図】

令和8年(ヌ)第164号

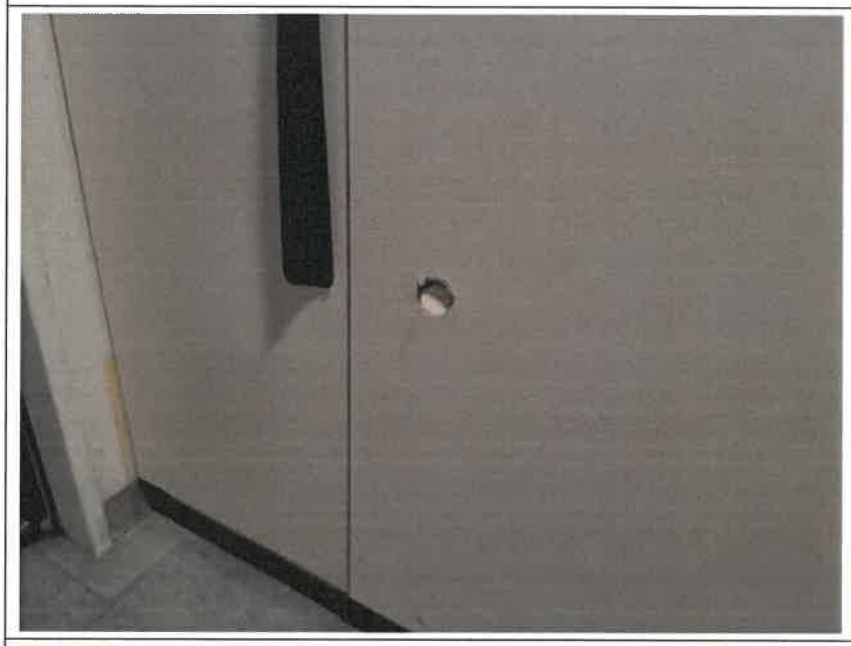


（◀◯写真撮影場所・方向）



1

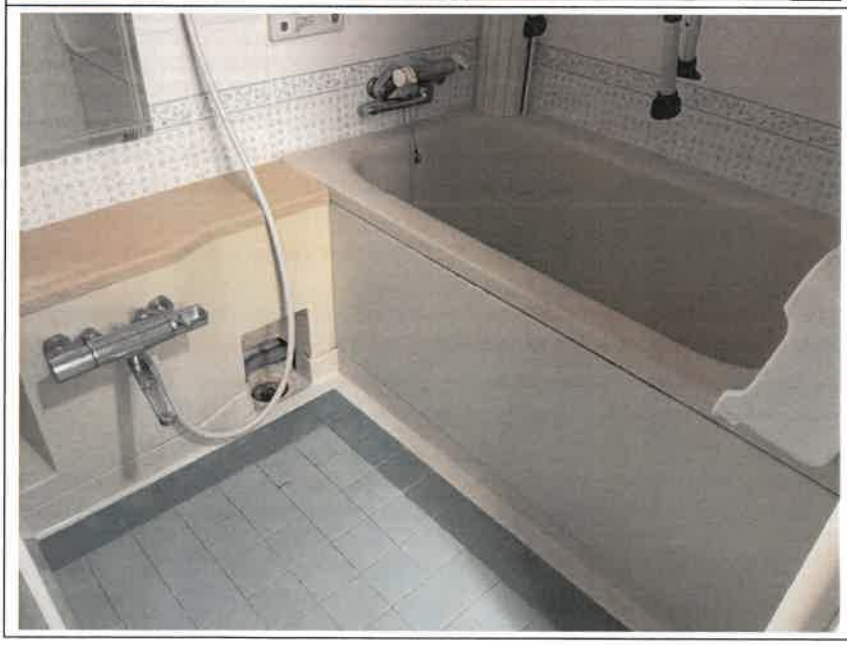
目的建物が所在する
一棟の建物



2



3

	4
	5
	6

	7
	8
	9

令和8年（ヌ）　第164号
令和8年8月28日　現地調査
令和8年9月23日　評　　価

大阪地方裁判所 第１４民事部　御中

評　　価　　書

（敷地権(所有権)付マンション）

評価人　不動産鑑定士

立入健一郎

第１　評価額

物件番号	評　価　額
物件１	金 13,800,000円

第２　評価の条件

１　本件評価は，民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって，求めるべき評価額は，一般の取引市場において形成される価格ではなく，一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること，買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと，引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること，目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

２　評価は，目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり，調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は，原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は，民事執行法５８条４項に定める場合を除いて，公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記記載と同じ

番号	所　在　等	登　　記	現　　況
1	（一棟の建物の表示） 所　　在 建物の名称 （専有部分の建物の表示） 家屋番号 建物の名称 種　　類 構　　造 床　面　積 （敷地権の目的である土地の表示） 土地の符号 所在及び地番 地　　目 地　　積 （敷地権の表示） 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	物件目録記載のとおり	同左

番号	特　記　事　項
1	・敷地権の目的である土地（符号1）は、一棟の建物、駐車場及び駐輪場等の敷地に供されている。

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等

位置・交通	大阪メトロ谷町線　八尾南駅　西方　　道路距離　　約250m （別添「受命物件の位置図」参照）	
付近の状況	店舗付共同住宅、共同住宅等が建ち並ぶ住・商混在地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	近隣商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	300%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	高度利用地区、宅地造成等工事規制区域、 埋蔵文化財包蔵地
画地条件	規模	5,614.30㎡
	形状	不整形
	間口・奥行	間口約71.5m（北側）・奥行約75.8m（西側）
	高低差等	ほぼ平坦
接面道路の状況	北側	幅員約12m市道（建築基準法第42条1項1号）
	南東側	幅員約12m市道（建築基準法第42条1項1号）
	西側	幅員約2m市道（建築基準法上、非道路）
	接道状況	三方路画地、ほぼ等高接面
土地の利用状況等	現況	店舗・事務所・共同住宅
	北側	道路
	南東側	道路
	南側	公園
	西側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性の有無について、閉鎖登記簿及び旧土地台帳、過去の住宅地図からの土地利用履歴等によると目的土地については土壌汚染の端緒は認められなかった。 但し、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	特になし	

2　建物の概況

（1）　一棟の建物の概要

マンション名	八尾南駅前ビル・藤和ライブタウン八尾南	
建物の用途	店舗・事務所・共同住宅　　（総戸数 85戸） ※ 居宅 75室、店舗 1室、事務所 7室、その他 2室	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日　　（登記記載）平成5年10月8日新築 経過年数　　約33年 経済的残存耐用年数　　約22年	
構　　造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建	
仕　　様	屋　根	不明
	外　壁	吹付タイル、タイル貼等
	その他	ー
設　備　等	エレベーター（2基）、駐輪場、ゴミ置場、宅配ボックス等	
建物の品等	普通程度	
管理の形態等	管理組合：　有，名称：藤和ライブタウン八尾南管理組合住宅部会 管理方式：　委託管理 管理会社：　株式会社東急コミュニティ 管理形態：　日勤（月～金：9時～17時）	
管理の状況	普通程度	
特 記 事 項	修繕積立金（令和8年7月27日現在）：52,102,897円 検査済証有り。 回答照会時点において、改修計画は無し（令和7年11月に大規模修繕工事実施済のため）。 一棟の建物の建築時期、構造、用途等より、アスベスト含有建材の使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

（２）　専有部分の概要

構　　造	鉄筋コンクリート造1階建	
位　　置	4階　　（ 403号室 ） 開口部の方位：南向き　　（中間住戸）	
床 面 積	84.47㎡　　（登記面積）	
間 取 り	３ＬＤＫ	
仕　　様	天　井	ビニールクロス等
	床	フローリング、畳等
	内　壁	ビニールクロス等
	設　備	キッチン、トイレ、浴室等
	その他	－
保守管理の状態	普通程度	
管 理 費 等	管理費(住宅)	7,100 円（月額）
	修繕積立金(住宅)	5,820 円（月額）
	管理費(全体)	5,700 円（月額）
	修繕積立金(全体)	620 円（月額）
	滞　納　額	なし （令和8年7月27日現在）
専有部分の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	下駄箱の扉に損傷が見られた。	

第５　評価額算出の過程

本件においては，積算価格，比準価格及び収益価格をそれぞれ求め，試算価格を調整の上，評価額を後記のとおり決定した。

Ⅰ　積算価格の試算

建物の価格に，敷地権価格を加算して，積算価格を試算した。

１　建物の価格

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 （円／㎡） ア	専有面積 （㎡） イ	現価率 ウ	建物の価格（円） （千円未満四捨五入） エ(ア×イ×ウ)
350,000	84.47	0.30	8,869,000

イ　専有面積：登記面積による。

ウ　現価率

経過年数	約33年
経済的残存耐用年数	約22年
観察減価	30%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

現価率＝｛残価率5％＋（１－0.05）×経済的残存耐用年数22年／（経過年数33年＋経済的残存耐用年数22年）｝×（１－0.3）

＝ 0.3

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2　敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円／㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格（円） （千円未満四捨五入） カ(ア×イ×ウ×エ×オ)
249,000	1.06	5,614.30	1.00	490 100,000	7,261,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 八尾9-3

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
149,000円／㎡	× 105.2/100	× 100/100	× 100/63	＝ 249,000円／㎡

◇時点修正：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：

街路 ※1	接近 ※2	環境 ※3	行政 ※4	総合（相乗積）
0.99	0.99	0.80	0.80	0.63

※1：幅員　※2：最寄駅距離　※3：利用状況　※4：容積率

イ 個別格差：

接面 ※1	規模	形状 ※2	その他	総合（相乗積）
1.08	1.00	0.98	1.00	1.06

※1：三方路画地　※2：不整形

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：本件の場合、不要と判断した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

3　積算価格（敷地権付建物の積算価格）

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	個別格差 (階層・位置・品等) ウ	積算価格（円） （千円未満四捨五入） エ((ア＋イ)×ウ)
8,869,000	7,261,000	0.90	14,517,000

ウ 個別格差：

階層	位置	品等程度	その他 ※	総合（相乗積）
1.00	1.00	1.00	0.90	0.90

※ 改装費用

Ⅱ　比準価格の試算

基準階の比準価格 （円／㎡） ア	個別格差 （階層・位置・品等程度） イ	専有面積 （㎡） ウ	比準価格（円） （千円未満四捨五入） エ（ア×イ×ウ）
276,000	0.90	84.47	20,982,000

ア　基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し，各種補正及び価格形成要因の比較を行って，基準階の専有部分の１㎡あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

（取引事例）

番　号	①	②
所　在	八尾市若林町1丁目	八尾市若林町3丁目
構　造	RC造	RC造
階	5F／11F	7F／7F
面　積	約61㎡	約61㎡
建築時期	昭和63年9月	昭和61年1月
取引時点	令和6年11月	令和6年3月
取引形態	一般売買	一般売買
事例価格	244,000円／㎡	261,000円／㎡
その他	3LDK	2LDK

（比準表）

番号	事例価格 （円／㎡） ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 （円／㎡） （千円未満四捨五入）
①	244,000	100／100	113／100	100／100	100／100	100／100	276,000
②	261,000	100／100	116／100	100／112	100／98	100／100	276,000

事情補正：取引形態の種別，取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層，位置，形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード，築年数，保守管理状況等を考慮	基準階の比準価格 （円／㎡） 276,000

イ　個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（Ⅰ３ウ）と同じ。

Ⅲ．ＤＣＦ法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが，その潜在的な収益力を把握するために，賃貸借を想定することにより，収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に，分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して，ＤＣＦ法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し，当該物件に関する収集可能な資料には限界があり，更に競売による売却後の現実の賃貸借は，特定の当事者間の契約行為によるものであるので，必ずしも想定の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 ＤＣＦ法による価格査定表 》

5年間の有効純収益現価の合計	正味復帰価格の現価							収益価格
	6年目期末有効純収益	最終還元利回り	5年目期末売却価格	売却費用	復帰価格	複利現価率	正味復帰価値現価	
				売却価格×5%		割引率 6.0%		
ア	イ	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ(エーオ)	キ	ク(カ×キ)	ケ(ア＋ク)
2,688 千円 (18.1%)	1,198 千円	7.0%	17,114 千円	856 千円	16,258 千円	0.74726	12,149 千円 (81.9%)	14,837 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ　最終還元利回り：　後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上，上記のとおり査定した。

キ　複利現価率：　複利現価率に用いた割引率は，一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》　〔単位：千円〕

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404
	共益費収入	156	156	156	156	156	156
	駐車場収入	0	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0	0
	可能総収益	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
	空室損失	△ 78	△ 78	△ 78	△ 78	△ 78	△ 78
	貸倒損失	0	0	0	0	0	0
	有効総収益	1,482	1,482	1,482	1,482	1,482	1,482
イ 支出	維持管理費	85	85	85	85	85	85
	修繕費	70	70	70	70	70	70
	公租公課	114	114	114	114	114	114
	損害保険料	15	15	15	15	15	15
	その他	0	0	0	0	0	0
	運営支出合計	284	284	284	284	284	284
	資本的支出	2,500	0	0	0	0	
	総費用合計	2,784	284	284	284	284	284
ウ 経費率（運営支出／可能総収益）		18%	18%	18%	18%	18%	18%
エ 有効純収益		-1,302	1,198	1,198	1,198	1,198	1,198
オ 複利現価率　(割引率6.0%)		0.94340	0.89000	0.83962	0.79209	0.74726	
カ 有効純収益の現価		-1,228	1,066	1,006	949	895	

Ⅳ　評価額の決定

1　試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては，市場の取引動向・実態等を考慮して，積算価格に10%，比準価格に80%，収益価格に10%のウェイト付けを施して，端数を整理の上，下記のとおり調整した。

	占有減価前の試算価格(円) ア	占有減価 イ	試算価格(円) (千円未満四捨五入) ウ＝ア×イ
① 積 算 価 格	14,517,000	1.00	14,517,000
② 比 準 価 格	20,982,000	1.00	20,982,000
③ 収 益 価 格	――――――		14,837,000
④ 調整後の価格 (千円未満四捨五入)	19,721,000		

イ　占有減価：

本件の場合は減価不要であり，1.00とした。

2　評価額の判定

調整後の価格に，市場性修正及び競売市場修正を施し，さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の価格（円） ア	市場性修正 イ	競売市場修正 ウ	滞納管理費等相当額の減価 エ	その他の控除減価(敷金等) オ	評価額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ－オ
19,721,000	1.00	0.70	1.00	0	13,800,000

イ　市場性修正：本件では不要と判定した。

ウ　競売市場修正：「第２　評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ　滞納管理費等相当額の減価：本件の場合は不要。

オ　その他の控除減価(敷金等)：本件の場合は不要。

第６　参考価格資料

１ 地価公示 八尾9-3

所　　在	：	大阪府八尾市若林町2丁目101番
価　　格	：	149,000円／㎡
位　　置	：	大阪メトロ谷町線 八尾南駅 南東方 390m（道路距離）
価格時点	：	令和8年1月1日
地　　積	：	330㎡
供給処理施設	：	水道、ガス、下水
接面街路	：	南東 10.1m市道
用途指定等	：	準工業地域（建ぺい率60％，容積率200％）
		準防火地域
地域の概要	：	中小規模の工場、倉庫等が建ち並ぶ工業地域

２ 固定資産税評価額（令和8年度）

物件１	：	2,708,063円	（土地 [符号1]：490/100000）
	：	6,158,861円	（家屋）

第７　附属資料

１ 受命物件の位置図
２ 公図写
３ 地積測量図写
４ 建物図面・各階平面図写
５ 間取略図

以　上

令和　8年（ヌ）第　　１６４号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　八尾市若林町一丁目８４番地２

建物の名称　　八尾南駅前ビル・藤和ライブタウン八尾南

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　若林町一丁目８４番２の４０３

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　４階部分　８４．４７平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　八尾市若林町一丁目８４番２

地　　目　　宅地

地　　積　　５６１４．３０平方メートル

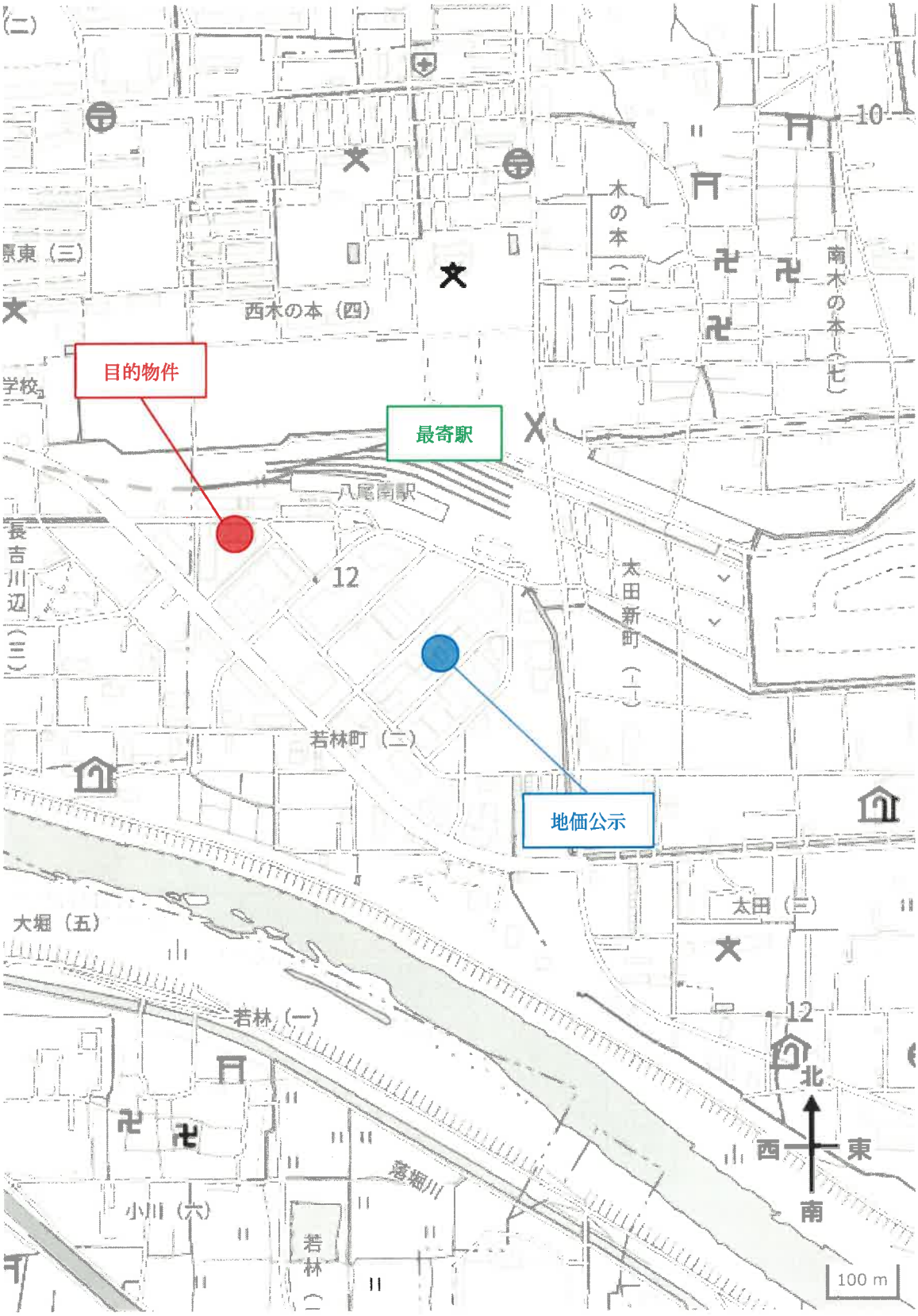
（敷地権の表示）

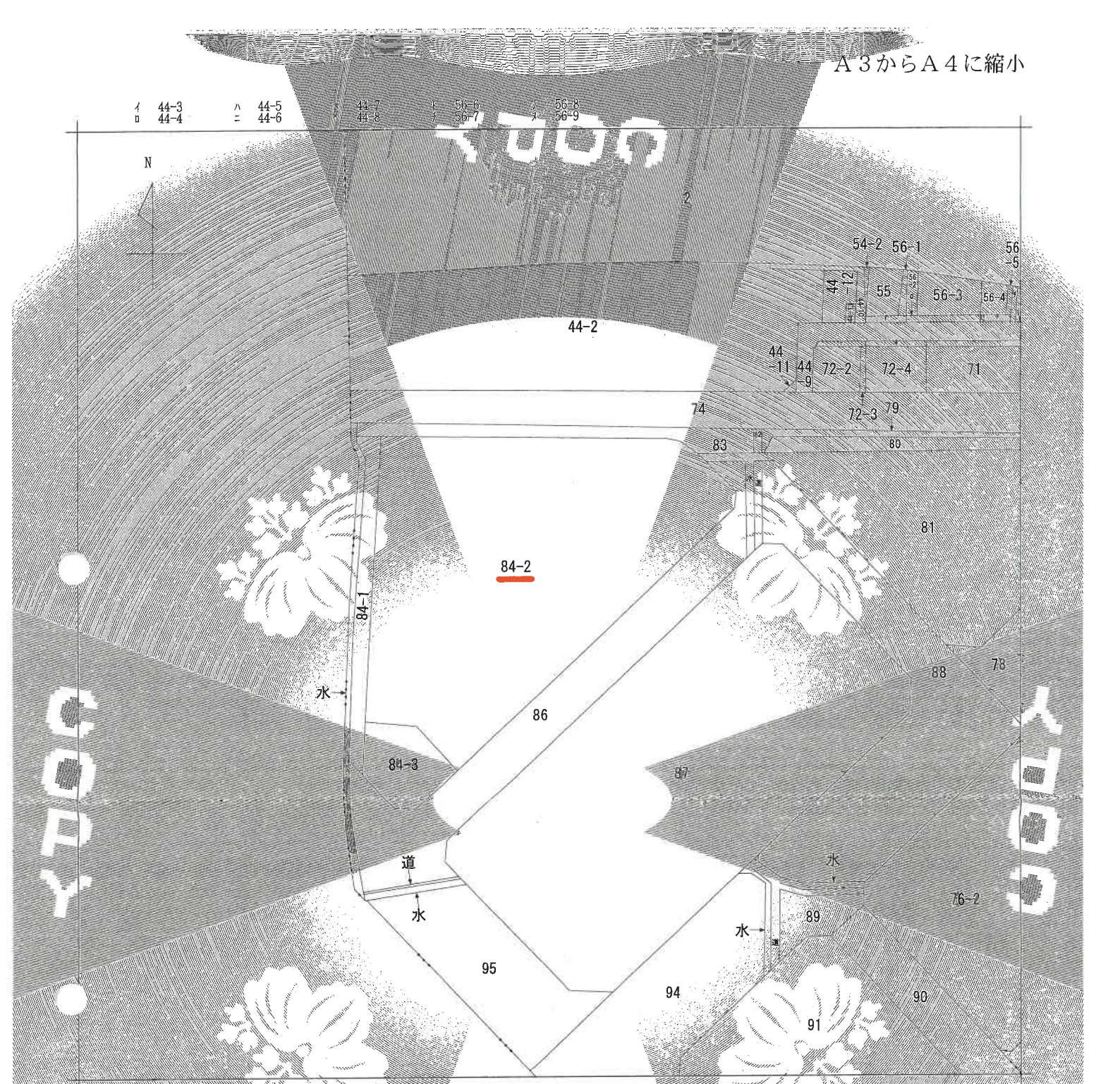
土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１０万分の４９０

【受命物件の位置図】


目的物件
最寄駅
地価公示
西木の本（四）
木の本（二）
南木の本（七）
八尾南駅
太田新町（一）
若林町（二）
太田（三）
大堀（五）
若林（一）
小川（六）
若林（二）
10
12
北
西
東
南
100 m



（注）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	若林町１丁目

請求部分	所在	八尾市若林町一丁目			地番	84番2		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		地図に準ずる図面	種類	その他
作成年月日			備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（大阪法務局東大阪支局管轄）

令和8年3月9日

大阪法務局

登記官

請求番号：61-1

(1/1)

登記年月日：平成3年5月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局東大阪支局管轄）
令和8年3月9日　大阪法務局

1107173

境界	境界線の種類
Ⓐ	八尾市金属プレート
Ⓑ	コンクリート杭
Ⓒ	側溝刻：赤ペンキ

八尾市調示（八建道境第178号）
八尾市調示（平成14年8月23日）

84-1 84-2 84-3

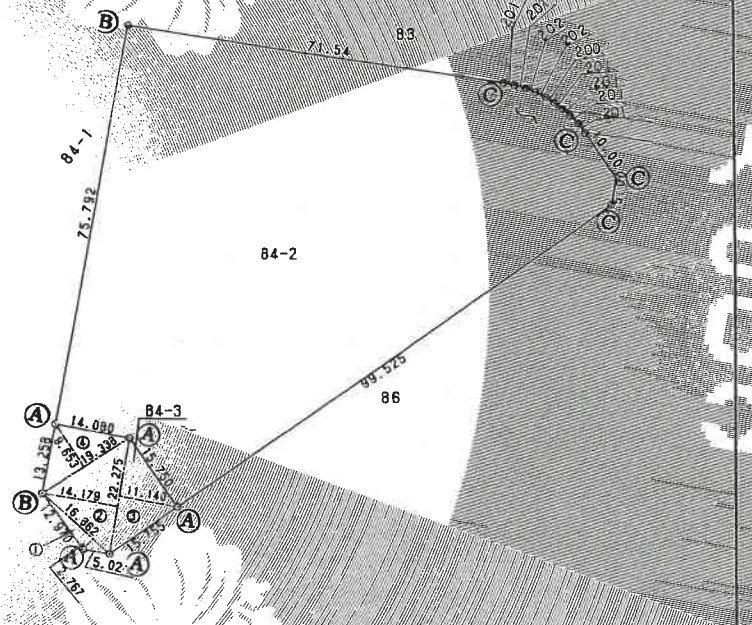
地番	84-3 84-2	地積測量図
土地の所在	八尾市若林町1丁目	

3-5-14

三斜求積表

地番	84-3		
符号	底辺	高さ	積
1	16.862	2.767	46.657154
2	22.275	14.179	315.837225
3	22.275	11.140	248.143500
4	19.338	9.653	186.669714
		合計	797.307593
		面積	398.6537965
		地積	398.65 ㎡
		坪	120.59

地番	84-2		
		公簿	6012.9546
		合計	398.6537965
		面積	5614.3008035
		地積	5614.30 ㎡
		坪	1698.32



作製者	土地家屋調査士	3年5月14日作製	申請人	縮尺	1／1000

（公社）大阪土地家屋調査士会）

A3からA4に縮小

登記官

請求番号：61-2

登記年月日：平成5年12月21日

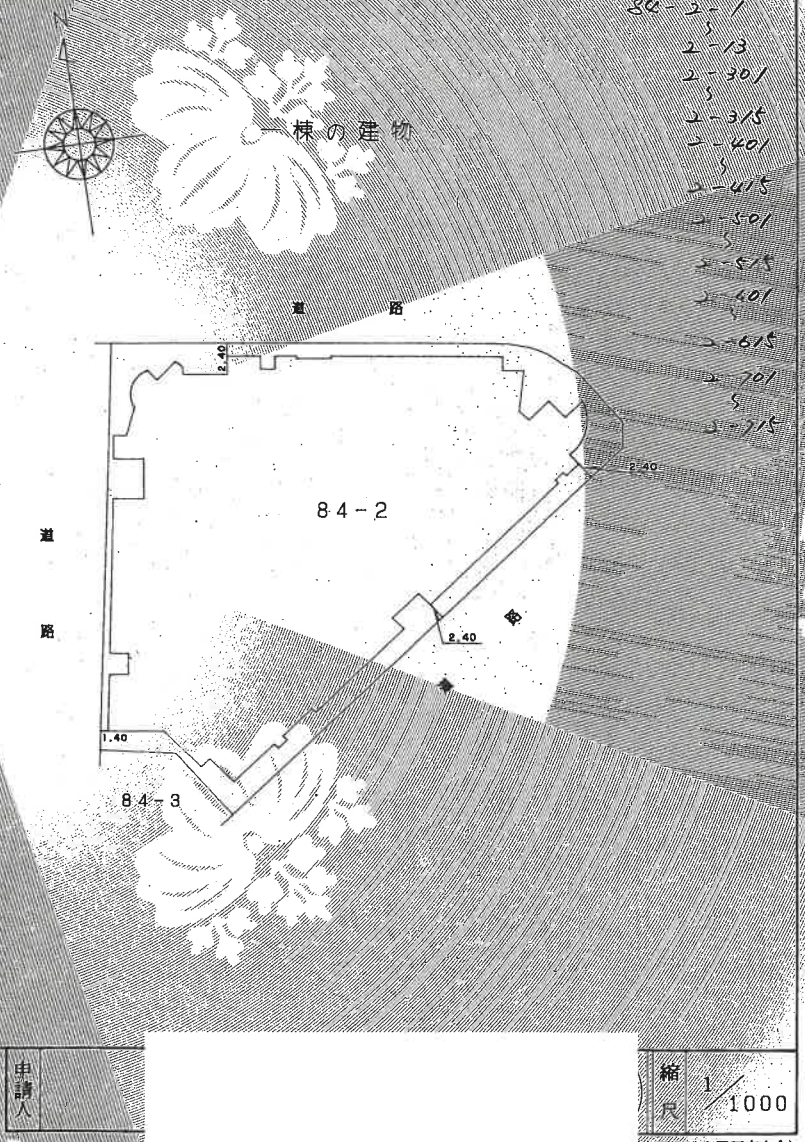
2128550

各階平面図

5 12 21

建物図面
各階平面図

家屋番号	
建物の所在	八尾市若林町1丁目84番地2



作製者

10月25日作製

縮尺 1/

申請人

縮尺 1/1000

大阪土地家屋調査士会

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局東大阪支局管轄）
令和8年3月9日　大阪法務局
登記官

請求番号：61-3

登記年月日：平成5年12月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局東大阪支局管轄）
令和8年3月9日　大阪法務局
登記官

各階平面図

2128553

5 12 21

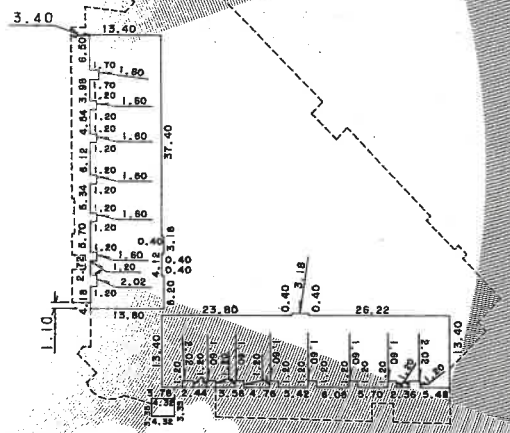
建物図面
各階平面図

家屋番号	
建物の所在	八尾市若林町1丁目84番地2

一棟の建物
3階～7階
（各階同型）

求積表

4.18	×	1.20	=	5.0160
2.72	×	1.20	=	3.2640
5.70	×	1.20	=	6.8400
5.34	×	1.20	=	6.4080
6.12	×	1.20	=	7.3440
4.54	×	1.20	=	5.4480
3.98	×	1.20	=	4.7760
6.50	×	1.70	=	11.0500
42.60	×	0.50	=	21.3000
50.90	×	11.70	=	595.5300
3.18	×	0.40	=	1.2720
6.20	×	0.40	=	2.4800
0.40	×	3.18	=	1.2720
12.20	×	53.20	=	649.0400
1.20	×	5.48	=	6.5760
1.20	×	2.36	=	2.8320
1.20	×	5.70	=	6.8400
1.20	×	6.06	=	7.2720
1.20	×	5.42	=	6.5040
1.20	×	4.76	=	5.7120
1.20	×	3.56	=	4.2720
1.20	×	2.44	=	2.9280
1.20	×	3.78	=	4.5360
3.35	×	4.32	=	14.4720
合計				1382.9840
床面積				1382.98㎡



作製者		10月 26日作製	縮尺	1／	申請人

縮尺 1／1000

（大阪土地家屋調査士会）

A3からA4に縮小

登記年月日：平成5年12月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局東大阪支局管轄）
令和8年3月9日　大阪法務局
登記官

2128587

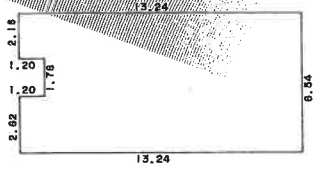
各階平面図

5 12 ㄑ1

建物図面
各階平面図

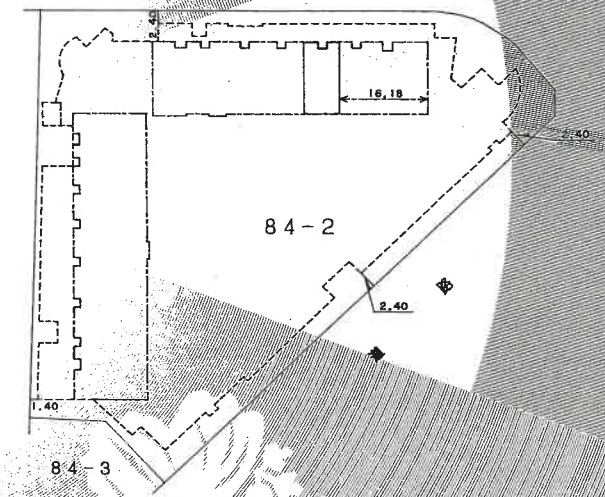
家屋番号	若林町1丁目 84番2の403
建物の所在	八尾市若林町1丁目84番地2

建物の存する部分　4階



求積表

2.62	× 1.20	=	3.1440
2.16	× 1.20	=	2.5920
6.54	× 12.04	=	78.7416
合計			84.4776
床面積			84.47 ㎡



作製者		10月 25 日作製	縮尺	1/250	申請人

縮尺 1/1000

大阪土地家屋調査士会

A3からA4に縮小

請求番号：61-3　(2/3)

【間取略図】

令和8年（ヌ）第164号

